

1 基本方針

再犯防止推進法の基本理念や（国）再犯防止推進計画の基本方針を踏まえ、本県の実情に応じた、再犯防止施策を推進していくこととします。

【参考】

〈再犯防止推進法の基本理念（第3条）〉

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

〈（国）再犯防止推進計画の基本方針〉

- 1 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- 2 刑事司法手続き等のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- 3 犯罪被害者等の存在を十分認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- 4 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- 5 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

2 基本目標

犯罪や非行を行った人が再び過ちを犯さないようにするためには、社会から排除・孤立させず、地域全体で見守り、支え合いながら継続的な支援を行い、円滑な社会復帰につなげていくことが重要です。

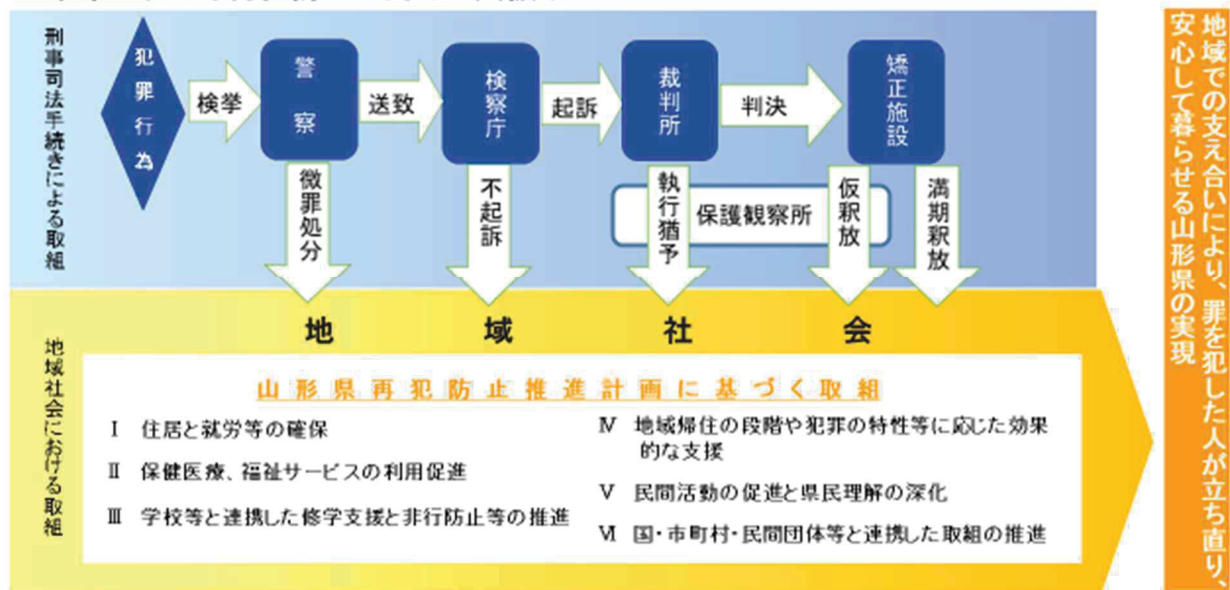
本県では、地域における住民同士の助け合いや支え合い活動等が活発に行われており、地域コミュニティ機能は本県の強みになっています。

こうした強みを活かし、刑事司法手続き等の段階に応じた適切な支援を行うことにより、生きづらさを抱え罪を犯した人誰もが立ち直り、犯罪がなく、県民が安心して暮らしていくことのできる山形県を目指します。

そのため、以下の基本目標を掲げ、市町村や関係機関と連携しながら、各施策を推進していきます。

地域での支え合いにより、罪を犯した人が立ち直り、安心して暮らせる山形県の実現

■本県における再犯防止に向けた支援イメージ



3 成果指標

計画最終年度（令和7年）における県内の刑法犯検挙者中の再犯者数を604人以下とすることとします。

〈成果指標設定の考え方〉

政府目標設定の考え方を踏まえ、直近値（令和元年）の刑法犯検挙者中の再犯者数672人から10%以上減少させる。